

奨学金

公益財団法人AMちいき財団 奨学生募集要領

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、岐阜県地域の振興、発展を担う人材育成のため、人格形成・学業成績の向上のために努力する中学生及び高校生、大学生に対し、奨学金の給付を行う。

(資 格)

第2条 奨学金の給付を受けることができる者は、日本国籍のあるもので岐阜県地域に居住している中学生・高校生、日本国籍のあるもので岐阜県出身の大学生とする。

(奨学金の額)

第3条 奨学金等の額は次のとおりとする。

(奨学金)

中学生	月額	50,000 円
高校生	月額	50,000 円
大学生	月額	50,000 円

(募集等の時期)

第4条 毎年下記のとおりとする。

募 集	1月下旬～2月末日
選考期間	3月中旬
奨学生決定	3月末
奨学金給付	4月中旬

(奨学金の給付期間)

第5条 給付期間は、正規の最短修業年限とする。

第2章 奨学生の選定及び奨学金の給付

(申請方法)

第6条 奨学金の給付を受けようとする者は、奨学金受給願書に次の号に掲げる

書類を添えて、申請する。

- (1) 直近 1 年間の成績表
- (2) 中学生及び高校生は原稿用紙 400 字以上 800 字以内の作文
「学校生活についての決意と私の夢」
大学生は原稿用紙 800 字以上 1200 字以内の作文
「大学での学びに関する決意と卒業後に日本人・社会人として
貢献したいこと」
- (3) 保護者の収入がわかる書類（源泉徴収票・確定申告書の控等）
- (4) 誓約書などその他財団が必要と認める書類

（選定方法）

第 7 条 提出された書面をもって、財団の選定委員会にて選定を行い、理事会の承認を得て最終決定とする。

※選定委員が必要と判断した場合には、面接を行うことがある。

（奨学金の給付）

第 8 条 奨学金の給付は、原則として 1 年分を一括して給付するものとする。

2. 前項の給付は、指定の口座に送金するものとする。ただし、特に必要があると認めた時は、保護者以外の者に委託して給付することができる。

（奨学金受領書の提出）

第 9 条 財団は、奨学金の給付を受けた者に対し、所定の奨学金受領書の提出を求めることができる。

第 3 章 諸 届

（生活状況の報告）

第 10 条 奨学生は、毎年学年末に、成績表の写しと報告作文（題名自由 800 字以上 1200 字以内）を提出しなければならない。

中学生と高校生は「学校生活において 1 年間で努力したこと・得たもの」、大学生は、学業・課外・ボランティア・留学等、大学生活についての報告作文。

（奨学生の異動届）

第 11 条 奨学生等が次の各号の一に該当する場合は、直ちに財団に届けなければならない。

- (1) 休学、転学、留学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 氏名、住所等その他の重要な財団への登録事項に変更があったとき。

第4章 給付の打ち切り等

(奨学金の休止及び停止)

第12条 奨学生が留学又は休学したときは、奨学金の給付を休止する。

2. 奨学生の学業又は品行が著しく不良である際は、奨学金の給付を停止する。
3. 第10条の報告義務を果たさなかったときは一時停止する。

(奨学金の復活)

第13条 前条第2項、第3項の規程により奨学金の給付を停止された者が、その理由が止んで、給付の再支給を願い出たときは、奨学金を再給付することができる。ただし、停止されたときから満1年を経過したときはこの限りではない。

(奨学金の打ち切り及び返還)

第14条 奨学生が退学したときは、奨学金の給付を打ち切る。

2. 奨学生が次の各号に該当すると認められる場合、在学の学校長・学長の意見を参考にして奨学金を打ち切ることができる。
 - (1) 疾病等のために成業の見込みがないとき。
 - (2) 第12条第2項の指導にかかわらず学業成績又は品行が不良となったとき。
 - (3) 刑事事件を犯したとき。
 - (4) 在学の学校・大学で停学又は退学処分を受けたとき。
 - (5) 奨学金受給願書に記入すべき事項を故意に隠蔽し、又は虚偽の記入を行ったことが判明したとき。
 - (6) 正当な理由なく第10条の報告義務を継続して果たさなかったとき。
 - (7) その他第2条の規程にある奨学生としての資格を失ったとき。但し、中学生・高校生について保護者の転居等に伴い、岐阜県地域に居住しない場合において、在籍している学校が岐阜県内にあり且つ転学がない場合は給付を行う。
3. 前項(3)から(6)に該当したときは、既に給付した奨学金の一部又は全部を財団は返還を求めることができる。

(奨学金の辞退)

第 15 条 奨学生は、奨学金の給付の辞退を申し出ることができる。

第 5 章 補 則

細則

第 16 条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人設立後から施行する。

附 則 (改訂日)

この規定の変更は、令和 3 年 1 月 2 1 日から施行する。